

高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、**スプリンクラー設備等の整備、耐震化改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電・給水設備の整備、水害対策に伴う改修等**、倒壊の危険性のある**ブロック塀等**の改修の対策を講じる。

① 既存高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

- 高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラー設備等の整備が必要となる施設に対して、その設置を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊を伴う事業 〔※上記施設種別のうち、定員のうち要介護3～5の入居者が半数以上を占める場合等、「避難が困難」な要介護者を主として入居させるもの」に該当する施設を除く〕	定額補助	○スプリンクラー設備（1,000㎡未満） ・スプリンクラー設備を整備する場合 9,710円/㎡ ・消火ポンプユニット等の設置が必要な場合 9,710円/㎡+2,440千円/施設 ○自動火災報知設備 1,080千円/施設（300㎡未満） ○消防機関へ通報する火災報知設備 325千円/施設（500㎡未満）	なし

② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

- 高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修、水害対策に伴う改修等や施設の老朽化に伴う大規模修繕等（※）を促進 ※「等」には、非常用自家発電設備の設置も含まれる。

施設種別（※「小規模」とは、定員29人以下のこと。以下同じ）	補助率	上限額	下限額
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院	定額補助	1,540万円/施設	80万円/施設
小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等		773万円/施設	ただし、非常用自家発電設備はなし

③ 社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業

- 高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、施設の老朽化に伴う大規模修繕等を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	総事業費6,160万円/施設	総事業費80万円/施設

④ 高齢者施設等の非常用自家発電・給水設備整備事業・水害対策強化事業

- 高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力や水の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備（燃料タンクを含む）、給水設備（受水槽・地下水利用給水設備）の整備、水害対策に伴う改修等を促進

非常用自家発電設備（i） 水害対策に伴う改修等（ii）	施設種別	補助率	区分	上限額	下限額
	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	i	なし	総事業費500万円/施設
			ii	なし	総事業費80万円/施設

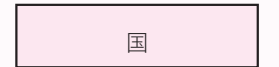
給水設備	施設種別	補助率	上限額	下限額
	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2	なし	総事業費500万円/施設
	小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模軽費老人ホーム、小規模養護老人ホーム、小規模介護医療院	自治体 1/4 事業者 1/4		なし
	認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等			

⑤ 高齢者施設等の安全対策強化事業・換気設備設置事業

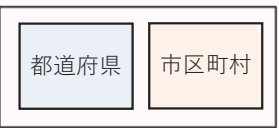
- 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設等における安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進。
また、風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、施設の立地等により窓があっても十分な換気が行えない場合等にも定期的に換気できるよう、換気設備の設置※を促進。
※地域医療介護総合確保基金を活用して令和2年度第1次補正予算から実施していた事業を移管

	施設種別	補助率	上限額	下限額
ブロック塀等の改修	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、老人デイサービスセンター 等	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	なし
換気設備	入所系の介護施設・事業所	定額補助	4,000円/㎡	なし

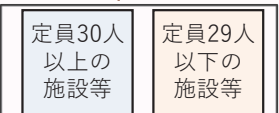
補助の流れ



②整備計画
交付申請



④採択
交付決定



地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における令和7年度1次協議について														(参考1～4)
				スプリンクラー設備等整備	社会福祉連携推進法人等による 高齢者施設等の防災改修支援事業	水害対策強化事業		耐震化整備	認知症高齢者グループホーム等防災 改修等支援事業（大規模修繕等分）	非常用自家発電設備整備		給水設備整備	ブロック塀等改修整備	介護施設等の換気設備の設置事業
施設 規模	補助者	補助対象施設		既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業	社会福祉連携推進法人等による 高齢者施設等の防災改修支援事業	認知症高齢者グループホーム等 防災改修等支援事業 (水害対策強化事業分)	高齢者施設等の水害対策強化事業	認知症高齢者グループホーム等 防災改修等支援事業 (耐震化分)	認知症高齢者グループホーム等 防災改修等支援事業 (大規模修繕等分)	認知症高齢者グループホーム等 防災改修等支援事業 (非常用自家発電設備整備事業分)	高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業	高齢者施設等の給水設備整備事業	高齢者施設等の安全対策強化事業	高齢者施設等における換気設備の設置に係る 経費支援事業
				補助率：定額	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：定額	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：定額			補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：定額
				補助上限：9,710円/㎡（※1） 補助下限：なし	補助上限：総事業費6,160万円/施設 補助下限：総事業費80万円/施設	補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設	補助上限：なし 補助下限：総事業費80万円/施設	補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設（ただし、非常用自家発電設備整備はなし）			補助上限：なし 補助下限：総事業費500万円 （ただし、燃料タンクを除く）	補助上限：なし 補助下限：総事業費500万円 （ただし、定員29人以下の地域密着型・小規模施設等 はなし）	補助上限：なし 補助下限：なし	補助上限：4,000円/㎡ 補助下限：なし （ただし、面積は「居室」部分のみを対象とする）
定 大 員 規 模 3 0 施 入 設 以 上 の	都道府県 (指定都市・ 中核市 を含む)	①	特別養護老人ホーム 及び併設される老人短期入所施設 （※2）	—	○（特養に限る） ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に按分を行うこと。	—	○（特養に限る） ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に按分を行うこと。	—	—	—	○（特養に限る） ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に按分を行うこと。	○（特養に限る） ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に按分を行うこと。	○	○
		②	軽費老人ホーム （ケアハウス・A型・B型）	○	○	—	○	—	—	—	○	○	○	○
		③	介護老人保健施設	—	○	—	○	—	—	—	○	○	○	○
		④	介護医療院	—	○	—	○	—	—	—	○	○	○	○
		⑤	養護老人ホーム	—	○	—	○	—	—	—	○	○	○	○
		⑥	有料老人ホーム	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○
		⑦	通所介護事業所（※3）	△（※4）	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
		⑧	①以外の老人短期入所施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○
		⑨	老人福祉センター （特A型・A型・B型）（※2）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
		⑩	老人福祉施設付設作業所（※2）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
		⑪	老人介護支援センター （在宅介護支援センター）（※2）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
		⑫	在宅複合型施設（※2）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
地 域 密 定 着 員 2 ・ 9 小 人 規 以 模 下 施 の 設 等	市区町村 (指定都市・ 中核市 を含む)	⑬	地域密着型特別養護老人ホーム 及び併設される老人短期入所施設（※2）	—	—	○（1,540万円）（特養に限る） ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に按分を行うこと。	—	○（1,540万円）（特養に限る） ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に按分を行うこと。			—	○（特養に限る） ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に按分を行うこと。	○	○
		⑭	小規模ケアハウス	○	—	○（1,540万円）	—	○（1,540万円）			—	○	○	○
		⑮	都市型軽費老人ホーム	○	—	○（773万円）	—	○（773万円）			—	○	○	○
		⑯	小規模介護老人保健施設	—	—	○（1,540万円）	—	○（1,540万円）			—	○	○	○
		⑰	小規模介護医療院	—	—	○（1,540万円）	—	○（1,540万円）			—	○	○	○
		⑱	小規模養護老人ホーム	—	—	○（773万円）	—	○（773万円）			—	○	○	○
		⑲	小規模有料老人ホーム	○	—	—	—	—			—	—	○	○
		㉑	地域密着型通所介護事業所（※3）	△（※5）	—	—	—	—			—	—	○	—
		㉒	認知症対応型通所介護事業所	△（※5）	—	○（773万円）	—	○（773万円）			—	○	○	—
		㉓	国以外の小規模老人短期入所施設	—	—	—	—	—			—	—	○	○
		㉔	認知症高齢者グループホーム	—	—	○（773万円）	—	○（773万円）			—	○	○	○
		㉕	小規模多機能型居宅介護事業所	○	—	○（773万円）	—	○（773万円）			—	○	○	○
		㉖	看護小規模多機能型居宅介護事業所	○	—	○（773万円）	—	○（773万円）			—	○	○	○
		㉗	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	—	—	○（773万円）	—	○（773万円）			—	○	○	—
		㉘	夜間対応型訪問介護ステーション	—	—	—	—	—			—	—	○	—
		㉙	介護予防拠点	—	—	○（773万円）	—	○（773万円）			—	○	○	—
		㉚	地域包括支援センター	—	—	○（773万円）	—	○（773万円）			—	○	○	—
		㉛	生活支援ハウス （高齢者生活福祉センター）	○	—	○（773万円）	—	○（773万円）			—	○	○	○
		㉜	緊急ショートステイ	—	—	○（773万円）	—	○（773万円）			—	○	○	—
		㉝	施設内保育施設	—	—	○（773万円）	—	○（773万円）			—	○	○	—

※1 1,000㎡未満の施設が対象。また、別途、ポンプユニットは上限244万円/施設（スプリンクラー整備に伴うものに限る）、自動火災通報装置は108万円/施設（300㎡未満）、火災報知設備は32.5万円が上限額/施設（500㎡未満）がある。

※2 定員規模に関わらない。

※3 通所介護事業所は定員19人以上、地域密着通所介護事業所は定員18人以下。

※4 宿泊を伴うもののうち、都道府県知事が特に必要認めた場合に限る。

※5 生活支援ハウスのほか、宿泊を伴う高齢者施設等のうち、市町村長が特に必要と認めた施設を含む。

※6 3,000㎡未満の施設が対象。ただし、自動火災通報装置及び火災報知設備は対象外。

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における令和7年度1次協議について												(参考1~4)	
	スプリンクラー設備等整備	社会福祉連携推進法人等による 高齢者施設等の防災改修支援事業	水害対策強化事業		耐震化整備	大規模修繕等	非常用自家発電設備整備		給水設備整備	ブロック塀等改修整備	介護施設等の換気設備の設置事業		
	既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業	社会福祉連携推進法人等による 高齢者施設等の防災改修支援事業	認知症高齢者グループホーム等防災改修等 支援事業 (水害対策強化事業分)	高齢者施設等の水害対策強化事業	認知症高齢者グループホーム等防災改修等 支援事業 (耐震化分)	認知症高齢者グループホーム等防災改修等 支援事業 (大規模修繕等分)	認知症高齢者グループホーム等防災改修等 支援事業 (非常用自家発電設備整備事業分)	高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業	高齢者施設等の給水設備整備事業	高齢者施設等の安全対策強化事業	高齢者施設等における換気設備の設置に係る 経費支援事業		
	補助率：定額	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：定額	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：定額		補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：定額		
	補助上限：8,710円/㎡（Ⅱ1） 補助下限：なし	補助上限：総事業費6,160万円/施設 補助下限：総事業費80万円/施設	補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設	補助上限：なし 補助下限：総事業費80万円/施設	補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設（ただし、非常用自家発電設備整備はなし）		補助上限：なし 補助下限：総事業費500万円 （ただし、燃料タンクを除く）	補助上限：なし 補助下限：総事業費500万円 （ただし、定員29人以下の地域居宅型・小規模施設等はなし）	補助上限：4,000円/㎡ 補助下限：なし	補助上限：なし 補助下限：なし	補助上限：4,000円/㎡ 補助下限：なし （ただし、国庫は「居室」部分のみを対象とする）		
補助対象事業	○スプリンクラー設備等の整備 （定員のうち要介護3～5の入居者が半数以上を占める場合等、「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」に該当することが今後予想される施設を想定）	○利用者の安全確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等（社会福祉連携推進法人等に限る） （補助対象内容は「参考2 防災改修等支援事業の取扱い」について）のとおり	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業 （水害対策強化事業分）	高齢者施設等の水害対策強化事業	○耐震化整備 （耐震診断の結果等で倒壊のおそれがあると市区町村長が認めたもの）	○利用者の安全確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等 （補助対象内容は「参考2 防災改修等支援事業の取扱い」について）のとおり	○利用者の安全確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等 （緊急災害用の自家発電設備の整備に限る）	○非常用自家発電設備整備（燃料タンクを含む） （緊急災害用の自家発電設備の整備）	○給水設備整備 （受水槽・地下水利用のための設備）	○ブロック塀等改修整備 （安全点検の結果、劣化、損傷や高さ、控え壁等に問題があるブロック塀等の改修。ブロック塀の安全点検の実施方法は「参考4 高齢者福祉施設等のブロック塀等の安全点検について」を参照）	○感染リスクの高い風通しの悪い空間について、施設の構造や立地等により、十分な換気が行えない場合に、感染症対策等として有効な換気を定期的に行うことができる換気設備を設置するもの		
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱	第2の2のア、第3の2のア	第3の2のイ	第2の2のイ	第3の2のホ	第2の2のイ		第3の2のイ		第2の2のウ、第3の2のオ	第2の2のホ、第3の2のカ	第2の2のオ、第3の2のホ		
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱	5（1）	5（2）	5（1）	5（2）	5（1）		5（2）		5（2）	5（2）	5（1）		
対象経費	防災・減災等事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監料等（非常用自家発電設備整備事業については事業所及び施設等の自家発電設備の設置に必要な備品購入費（備品設置に伴う工事請負費、運搬費を含む。）を含む。）をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2、6％に相当する額を限度額とする。）、 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。												
	共通	ア 同一施設について、補助対象事業が複数にわたる場合は、それぞれの事業を区別し、見積もり等を分けること。その際、各事業の対象部分が重複しないよう留意すること。（別紙4「補助対象面積の確認シート」のシート「案分方法について」を参照のこと） イ 本事業は施設・事業所ごとに補助を行うため、複合型施設（一つの建物の中に複数の補助対象事業所等が設置されている施設）においては、それぞれの補助対象施設・事業所ごとに対象経費の実支出額を求めること。 なお、対象経費の実支出額が複合型施設全体にしか出せない場合等については、複合型施設全体にかかる対象経費の実支出額をそれぞれの施設・事業所の専有面積で按分することにより、施設・事業所ごとの対象経費の実支出額を算出すること。 ウ 過去に（当該補助金以外の）補助金等の交付を受けて取得し、又は助用の増加した財産について、財産処分（取り壊し、廃棄等）を行う場合、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年7月17日老発0417001号厚生労働省老健局長通知）に基づき、手続きに違反のないよう留意したい。 エ 本事業については、原則、一事業所につき一回を限度として申請することができるものとする。 オ 協議の採択に当たって一定程度配慮するため、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法（平成25年12月11日法律第95号）第13条に定める国土強靱化地域計画に記載のある事業は、「防災・減災等事業整備計画書（別添2）」及び「整備計画一覧表（別添3）」の「国土強靱化地域計画への記載」欄に「有」の記載をすること（ドロップダウンリストの選択）。 なお、国土強靱化5年加速化対策事業（水害対策強化事業、非常用自家発電設備整備事業、給水設備整備事業、ブロック塀等改修整備事業）について、地域計画の策定がない自治体は、原則採択を行わないこととする。 カ 整備する設備に関しては、降雪や降灰等、設置場所の環境に対応しているものであるか留意すること											
		各事業分	ア 既存の小規模高齢者施設のスプリンクラー設備等整備特事業を実施するにあたり、㎡半面による支援であることから、その補助対象面積については厳格に算定する必要があるため、別紙4「補助対象面積の確認シート」のシート「案分方法について」をよく確認すること。 イ また、協議に際して、各階の平面図・求機図等の建物の各部分の面積を確認できる書類、その他必要な書類等の添付するとともに、「提出が必要な 添付資料」と合わせて別添4「補助対象面積確認シート」に記入の上、2部提出すること。		ア 水害対策強化事業については、補助対象を水害等の発生が懸念される地域にある施設・事業所に限る。該当地域については、参考3を参照することとする。 イ 過去に認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業において、耐震化整備、大規模修繕等、非常用自家発電設備整備事業を実施した施設・事業所でも申請できるものとする。 ウ 避難時間や安全な避難先の確保に有効な事業であること		—		補助対象とするのは、次のアからエを全て満たすものであること ア 専ら非常時に用いる設備とし、設置に当たり施設に付帯する工事を含むもの。 イ 電気・ガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、発災後72時間以上の事業継続が可能となる設備であるもの ウ これらの設置場所については、津波や洪水等の水害や土砂災害等の影響を受けにくい場所とするよう努めること エ 設置した非常用設備等の耐震性が確保されているか留意すること。		—	—	ア 安全性に問題のあるブロック塀等の撤去、再設置、改修にかかる工事費等が対象となるが安全性に問題のないブロック塀等（当該安全性に問題があるブロック塀等に修繕されているものに限る。）も合わせて一時的に撤去しなければならない場合には、安全性に問題のないブロック塀に係る費用も補助対象とみなす。
			オ 上記共通のエの例外として、施設の老朽化に伴う大規模修繕に限らず、先行して非常用自家発電設備整備を行えるようにするため、1施設につき2回に分けての補助を可能とする。次回以降の協議の際、過去に補助を受けているときは、当該補助額を引いた額を補助上限額とする。（例：地域密着型特別養護老人ホームで、過去に500万円の補助を受けて非常用自家発電設備整備をしている場合で、大規模修繕の補助協議申請をする場合は、補助総額1,540万円－500万円＝1,040万円）		—		—						
補助対象外	ア 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの イ 消防法施行令第各法令違反にある状態を改善することを目的としたもの ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業 エ その他、支援事業として適当と認められないもの オ 協議時点で届け出が完了していない有料老人ホーム	ア 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したもの イ 設計の不備又は工事施工の粗悪に起因したもの ウ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの エ 建築基準法等の各法令違反にある状態を改善することを目的としたもの オ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業	ア 設計の不備又は工事施工の粗悪に起因したもの イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業 エ その他、整備事業として適当と認められないもの オ 光熱水費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業	ア 設計の不備又は工事施工の粗悪に起因したもの イ 設計の不備又は工事施工の粗悪に起因したもの ウ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの エ 建築基準法等の各法令違反にある状態を改善することを目的としたもの オ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業	ア 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したもの イ 設計の不備又は工事施工の粗悪に起因したもの ウ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの エ 建築基準法等の各法令違反にある状態を改善することを目的としたもの オ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業	ア 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したもの イ 設計の不備又は工事施工の粗悪に起因したもの ウ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの エ 建築基準法等の各法令違反にある状態を改善することを目的としたもの オ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業	ア 設計の不備又は工事施工の粗悪に起因したもの イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業 エ その他、整備事業として適当と認められないもの オ 燃料費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業	ア 設計の不備又は工事施工の粗悪に起因したもの イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業 エ その他、整備事業として適当と認められないもの オ 燃料費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業	ア 設計の不備又は工事施工の粗悪に起因したもの イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業 エ その他、支援事業として適当と認められないもの オ 光熱水費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業	ア 設計の不備又は工事施工の粗悪に起因したもの イ 設計の不備又は工事施工の粗悪に起因したもの ウ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの エ 建築基準法等の各法令違反にある状態を改善することを目的としたもの オ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業	ア 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したもの イ 設計の不備又は工事施工の粗悪に起因したもの ウ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの エ 建築基準法等の各法令違反にある状態を改善することを目的としたもの オ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業		
基準単価	次のいずれか低い方の価格を基準価格とする ア 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積 イ 工事請負業者等の民間事業者の見積												
提出が必要な添付資料	下記の書類を添付すること ア 平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの） イ 見積書（公的機関（都道府県又は市町村の建築課等の見積もり）、工事請負業者等の民間事業者）※公的機関の見積の提出が難しい場合においては、工事請負業者等の見積を複数提出すること。												

防災改修等支援事業の取扱いについて

- ・ 社会福祉連携法人等による高齢者施設等の防災改修支援事業
- ・ 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

1. 補助対象事業について

利用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事業については次の事業内容を補助対象とする。

区 分	内 容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3) 施設の冷暖房設備の設置	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4) 避難経路等の整備	居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	①活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 ②アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事

(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等(スプリンクラー設備等を除く。)について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(7) 消融雪設備整備	豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された豪雪地域に所在する施設の安全確保上、必要な消融雪設備の整備
(8) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
(9) 施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事
(10) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

(注) 1 一定年数は、おおむね10年とする。

高齢者施設等の水害対策強化事業

(地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金のメニュー)

参考3

令和 2 年 7 月豪雨により、 熊本県球磨村の特別養護老人ホームにおいて、 多数の利用者が亡くなる被害を受け、 高齢者施設等の水害対策のための垂直避難エレベーター、 スロープ、 避難スペース確保等の改修工事等にかかる費用の補助を行う。

■補助目的

大雨等により、 発生し得る災害に備えて、 高齢者施設等の利用者が、 円滑で安全な避難ができるような施設整備を行うことで、 有効な避難手段の確保と避難自体に要する時間の短縮を図る。

■施設の水害対策のための工事・設備 (例)

- ・ エレベーターの設置工事（既存のものを更新するのは対象外とする。）
- ・ 車椅子での迅速な避難を促進するためのスロープ設置工事
- ・ 施設で利用者や職員が避難できるようなスペース確保のための改修工事
- ・ 非常用自家発電設備装置等の電気設備を水害から守るために、 設備を屋上等に移設するための工事
- ・ 施設の出入り口からの浸水や土砂流入を防ぐための止水板等の設置工事 など

※事業者の事業内容が水害対策に資するかどうか判断できない場合は、 防災部局と適宜調整すること。

■補助率・上限額等

定員規模	施設種別	補助率	上限率	下限率	実施主体
定員29人以下	小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院	定額補助	1,540万円/施設	総事業費80万円/施設	市町村町 (指定都市・中核市を含む)
	小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等		773万円/施設		
定員30人以上	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2 自治体1/4 事業者1/4	無し	総事業費80万円/施設	都道府県 (指定都市・中核市を含む)

高齢者施設等の水害対策強化事業

（地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金のメニュー）

■補助対象となる地域

原則、 下表に該当する地域に所在する高齢者施設等を対象とする。

ただし、災害レッドゾーンを優先するとともに、浸水想定区域については、浸水深に応じて優先する。

区域		指定	（参考） 行為規制等
災害レッド ゾーン	災害危険区域（出水等） 〈建築基準法〉	地方公共団体	・災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、 前項の条例で定める。 （法第39条第2項）
	土砂災害特別警戒区域 〈土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律〉	都道府県知事	・特別警戒区域内において、都市計画法第4条第12項の開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。 （法第10条第1項） ※制限用途： 住宅（自己用除く）、防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設
	地すべり防止区域 〈地すべり等防止法〉	国土交通大臣、 農林水産大臣	・地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 （法第18条第1項） ・のり切り（長さ3m）、切土（直高2m） など
	急傾斜地崩壊危険区域 〈急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律〉	都道府県知事	・急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。 （法第7条第1項） ・のり切り（長さ3m）、切土（直高2m） など
	津波災害防災特別警戒区域 〈津波防災地域づくりに関する法律〉	都道府県知事 市町村の条例	・特別警戒区域内において、政令で定める土地の形質の変更を伴う開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ都道府県知事の許可を受けなければならない。 （法第73条第1項）
	浸水被害防止区域 〈特定都市河川浸水被害対策法〉	都道府県知事	・開発行為のうち政令で定める土地の形質の変更を伴うものであって当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをする者は、あらかじめ、当該特定開発行為をする土地の区域に係る都道府県の長の許可を受けなければならない。 （法第57条第1項）
災害イエロー ゾーン	浸水想定区域 〈水防法〉	（洪水）国土交通大臣、 都道府県知事 （雨水出水）都道府県知事、 市町村長 （高潮）都道府県知事	なし
	土砂災害警戒区域 ＜土砂災害警戒区域等における土砂災害防災 都道府県知事対策の推進に関する法律＞	都道府県知事	なし
	都市洪水想定区域、都市浸水想定区域 ＜特定都市河川浸水被害対策法＞	国土交通大臣、 都道府県知事 等	なし
	津波災害警戒区域 ＜津波防災地域づくりに関する法律＞	都道府県知事	なし

社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検について

ブロック塀等の安全点検については、貴施設における各種管理規程に沿って行って下さい。安全点検を行った結果、安全性に問題が確認された場合には、速やかにブロック塀等周辺に立ち入ったりしないよう注意喚起を行う等の安全対策を講じて下さい。

なお、管理規程のみではブロック塀等の客観的な安全点検が困難な場合は、次の方法も考慮して安全点検を実施して下さい。

【実施方法の例】

※社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検フロー図も参照。

1. 組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の場合、下記「（外観に基づく点検）」を行う。
2. 補強コンクリートブロック造の場合、下記「（外観に基づく点検）」を行う。また、外観に基づく点検で安全性が確認されなかった場合の安全対策の検討等に当たっては、下記「（ブロック内部の点検）」を参考にする。

なお、各点検に当たっては「建築物の既設の塀の安全点検について」（平成30年6月21日付け国土交通省住宅局建築指導課長通知（以下、URL 及び資料添付））を参考とする。
<http://www.mlit.go.jp/common/001239762.pdf>

（外観に基づく点検）

平成20年3月10日国土交通省告示第282号に定められている調査項目のうち以下の事項に問題がないか確認する。

① 高すぎないか。

（組積造は1.2m以下、補強コンクリートブロック造は2.2m以下）

※高さは地盤面から計測する。

② 厚さは十分か。

（組積造は壁頂までの距離の1/10以上、補強コンクリートブロック造は10cm（高さ2m超は15cm）以上）

③ 控え壁があるか。

（組積造は4m以下ごとに壁の厚さの1.5倍以上突出した控え壁、補強コンクリートブロック造は3.4m以下ごとに塀の高さの1/5以上突出した控え壁を設ける）

④ 基礎があるか。

⑤ 老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきなどが生じたりしていないか。

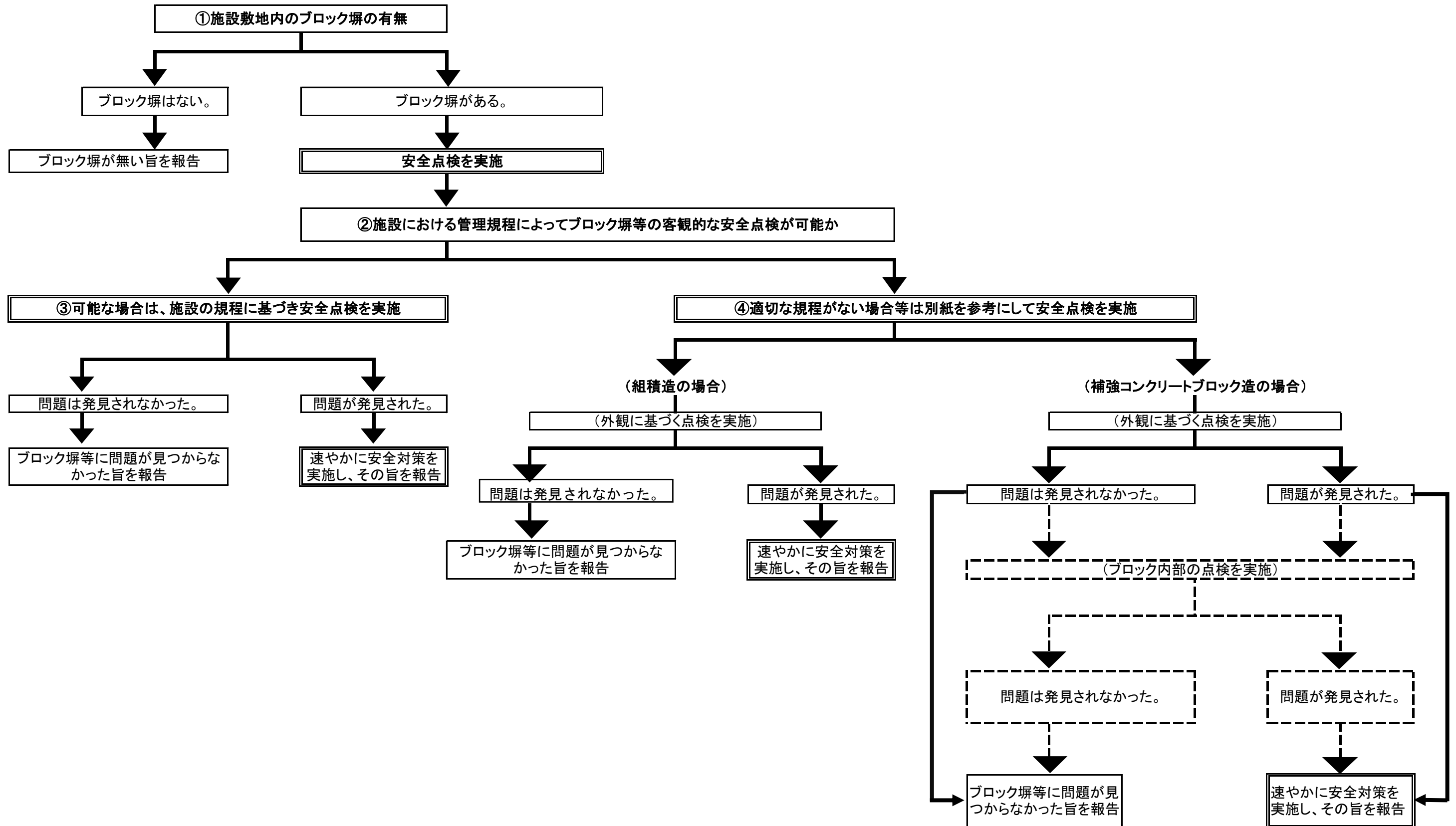
(ブロック内部の点検)

平成20年3月10日国土交通省告示第282号に定められている調査項目のうち以下の事項に問題がないかを設計図等やブロックの一部取外し等により確認する。

なお、ブロック内部の点検は、建築士、専門工事業者等の専門家の協力を得て診断することが望ましい。(※ブロック内部の点検について専門家への協力の要請を行うに当たっては、次の国土交通省のホームページに掲載された問い合わせ先一覧を活用することも可能です。<http://mlit.go.jp/jutakukentiku/blockshei>)。

- ① 鉄筋の接合方法、モルタルの充填状況は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。下「令」という。）第62条の6に照らして適切か。
- ② 鉄筋のピッチ及び定着状況は、令第62条の8に照らして適切か。
- ③ 基礎の根入れ深さは、令第61条又は令第62条の8に照らして適切か。

社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検のフロー



避難計画の報告・点検

参考5

- 施設管理者は、洪水・高潮・土砂災害に対する避難確保計画を作成した場合は、自治体に報告する必要がある。
- また、津波に対する避難確保計画を作成した場合は、自治体に報告するとともに公表する必要がある。

高齢者福祉施設

浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に定められた施設

施設管理者

- 非常災害対策計画の作成
- 避難訓練の実施

(火災、地震、洪水、高潮、土砂災害、津波等)

- 避難確保計画の作成
- 避難訓練の実施

洪水

高潮

土砂

津波

自治体

指導監査時に非常災害対策計画の点検を実施

避難確保計画の報告

- ・ 避難確保計画の報告、公表
- ・ 訓練結果の報告

助言・勧告等